

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第1号 (6-1)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>◎ 根室市港湾整備事業会計 ● 水産港湾課</p> <p>1. 収入事務について 【指摘事項】</p> <p>(1) 過年度分港湾事業収益未収金の不納欠損処分において、部長決裁としているが、会計規則第41条第1項の規定により、市長決裁しなければならないので、適正に事務処理されたい。</p> <p>(2) 漁獲物陸揚使用料の徴収事務において、108/100を乗じて算定された使用料の端数処理を小数点以下切捨てとされていないものがあるので、漁獲物陸揚条例第2条の規定に基づき事務処理するよう、徴収事務委託者への指導及び使用料徴収精算調書の確認を徹底されたい。</p> <p>2. 契約事務について 【指摘事項】</p> <p>(1) 根室港区北地区船揚場補修工事の最低制限価格設定表において、工事価格再計時に1,000円未満を切捨てしなければならないが、10,000円未満を切捨てにして積算していることにより、最低制限価格の設定が誤っているため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務の取扱要領3(1)の規定に基づき適正に事務処理されたい。</p>	<p>(1) 担当者の認識不足及び課内間での確認不足により、決裁権者の誤りに至ったため。</p> <p>(2) 徴収事務委任者において、使用料の端数処理の認識誤りがあり、誤った計算方法で使用料徴収精算調書の提出がされるとともに、担当者の確認不足により端数処理の誤りに至ったため。</p> <p>(1) 工事設計書を作成し、最低制限価格を設定する際に、担当者間による確認不足により、切捨処理の誤りに至ったため。</p>	<p>起案者の認識不足改善はもとより、課員全体による担当者間での確認作業を強化し、適正に事務処理いたします。</p> <p>徴収事務委任者に対し端数処理の指導を徹底し、使用料徴収精算調書の提出があった時点において早急に内容を精査し、誤りがあった場合は速やかに再提出を求めるといたします。</p> <p>設計担当者はもとより、課員全体による担当者間での確認作業を強化し、適正に事務処理いたします。</p>
<p>◎ 根室市水道事業会計 ● 上下水道総務課・上下水道施設課・浄水場</p> <p>1. 収入事務について 【指摘事項】</p> <p>(1) 過誤納金充当命令書において、充当金額を訂正しているが、首票金額の訂正は認められないので、水道事業及び下水道事業会計規程第35条第2号の規定に基づき適正に事務処理されたい。(上下水道総務課)</p> <p>(2) 収納金払込書において、科目の金額等の訂正を行なっているが、合計金額と一致しないもの及び訂正した金額の数字の一部の訂正や訂正者の印が押されて</p>	<p>(1) 規定の認識不足であったため。</p> <p>(2) 委託業者の認識不足及び確認不足であったことによるほか、当課による委託業者への確認が不足していたため。</p>	<p>今後、規定に基づき適正に事務処理いたします。</p> <p>委託業者へ指導するとともに、当課においても確認を行い、適正に事務処理いたします。</p>

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第1号 (6-2)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>いないなど、不適切な訂正となっている。なお、現金を金融機関に引き継いだ後の訂正は認められないので適正に事務処理されたい。(上下水道総務課)</p> <p>2. 契約事務について 【指摘事項】</p> <p>(1) 最低制限価格の設定において、市道西浜町団地13号線外配水管布設替工事の最低制限価格設定表の一般管理費の設計額は、原設計金額を積算している一般管理費及び契約保証費が対象の経費となるが、契約保証費が積算されていないことから、誤った最低制限基準価格となっているので、価格の設定にあたっては、確認の徹底を図られ適正に事務処理されたい。(上下水道施設課)</p>	<p>(1) 工事設計書を作成し、最低制限価格を設定する際に、担当者間による確認不足から最低制限基準価格の積算を誤ったため。</p>	<p>設計担当者はもとより、課員全体による確認作業を強化し、適正に事務処理いたします。</p>
<p>◎ 根室市下水道事業会計 ● 上下水道総務課・上下水道施設課</p> <p>1. 契約事務について 【指摘事項】</p> <p>(1) 根室下水終末処理場消化槽等新築工事(土木・建築)の最低制限価格算定書において、産業廃棄物処理・受入費245千円が積算されなかったことにより、誤った最低制限基準価格となっているので、価格の設定にあたっては、確認の徹底を図られ適正に事務処理されたい。</p> <p>(2) 吸光光度計の購入において、予定価格の算出根拠として、物品購入所に予算見積要求書を添付しているが、設計図書等を添付すべきであるので適正に事務処理されたい。</p> <p>(3) 可搬式ポンプ及び発電機の購入の検収書において、契約書第6条第1項の規定では納入の日から3日以内に検査を行なうものとされているが、平成28年8月30日に納品があり、翌月2日に検査が行なわれており、納入から4日後の検査となっているので適正に対応されたい。</p> <p>2. 支出事務について 【指摘事項】</p> <p>(1) ストレスチェック受診料の支払先を誤ったことにより戻入処理を行なってい</p>	<p>(1) 工事設計書を作成し、最低制限価格を設定する際に、担当者間による確認不足から最低制限基準価格の積算を誤ったため。</p> <p>(2) 予算編成時の参考見積と同額の予算額であったため、設計図書作成の必要がないと認識誤っていたため。</p> <p>(3) 日数の確認誤りのため。</p> <p>(1) 債権者について、担当者間による確認が不足していたことによるほか、</p>	<p>設計担当者はもとより、課員全体による確認作業を強化し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、設計図書を作成し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、確認作業を強化し、適正に事務処理いたします。</p> <p>起票者はもとより、課員全体による確認作業を強化し、適正に事務処理いたします。</p>

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第1号 (6-3)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>るが、支払金額から振込手数料分432円を差し引いた金額の戻入となり、支出伝票及び添付書類の確認が不十分であったため不要な出費となっているので、確認体制の強化を図り適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(2) 3条分職員手当(8月分)の負担行為何兼命令書において、誤った支出票(歳出内訳票)が添付されていることから金額の相違があり、正しい手当の内容及び支給金額が不明であるので、精査されるとともに確認体制の強化を図り適正な事務処理に努められたい。</p> <p>3. 服務について 【指摘事項】 (1) 管理職員特別勤務手当の勤務を要する日の支給対象時間は午後10時から翌日の午前5時までであるが、8月18日(木)の支給対象となる勤務時間は、午後10時から深夜0時までの2時間であるのに、管理職員特別勤務手当算出連絡書には3時間以上として取り扱っているため、手当の支給状況を精査のうえ適正な対応を図られたい。(上下水道課)</p>	<p>誤って支払いを行った支払先から、支払金額全額の戻入に係る振込手数料分の負担について、理解を得られなかったため。</p> <p>(2) 住宅手当の支給対象者が1名のみであり、歳出内訳票の添付誤りを見落としたため。 なお、支給額については、電算処理された給与支給集計表及び給与等支給台帳により確認を行っていたことから、誤りはなかったものであります。</p> <p>(1) 支給要件の認識を誤っていたため。</p>	<p>起票者はもとより、給与支給集計表及び給与等支給台帳並びに歳出内訳票について、課員全体による確認作業を強化し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、確認作業を徹底し、適正に事務処理いたします。 なお、指摘事項につきましては、精算処理済であります。</p>
<p>◎ 根室市病院事業会計 ● 管 理 課 ○ 総 務 担 当</p> <p>1. 支出事務について 【指摘事項】 (1) ナースコール及び電話交換機保守点検業務において、契約書別表に基づき月毎に委託料を支払っているが、業者からの完了届は2ヶ月に1回の提出となっており、その完了届に対する完了検査も行われておらず業務担当員による確認に留まっているので、月毎に完了届の提出を求め、かつ完了検査も確実に行われたい。</p> <p>2. 財産について 【指摘事項】 (1) 行政財産(土地・建物)の使用料算出において、 ①土地の使用料に消費税及び地方消費税の合計額を加算していること。</p>	<p>(1) 当該委託業務において、前例の踏襲など担当者の思い込みにより事務処理を失念したため。</p> <p>(1) ①消費税及び地方消費税の賦課対象の認識誤りによるもの。 ②小数点以下の端数処理に係る計算誤りによるもの。</p>	<p>契約内容等を十分確認し、適正に事務処理いたします。</p> <p>①関係法令等を十分確認し、適正に事務処理いたします。 ②関係規則等を十分確認するとともに算出に係る検算を行い、適正に事務処理いたします。</p>

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第1号 (6-4)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>②財産条例施行規則第12条の各号の規定によって算出された額の合計額に当該使用許可面積を当該建物の延面積で除して得た数は小数点以下第5位の数は四捨五入して計算しなければならないが、面積按分率に誤りが見られること。など、不適切な事務処理となっているので、財産条例施行規則第11条及び第12条の規定に基づき、適正に事務処理されたい。</p> <p>3. 服務について 【指摘事項】</p> <p>(1) 臨時職員の任用において、1年を超えて継続任用されている者が相当数おり、市臨時職員取扱要綱の規定に基づき、適正に事務処理されたい。</p> <p>(2) 時間外勤務命令において、夏季休暇取得時に出勤させた看護師に対し、時間外勤務で対応しているが、その日は勤務日であり、休暇の取得を取り消して通常勤務として取り扱うべきであり、時間外勤務手当は支給できないので、精査のうえ適正に事務処理されたい。</p> <p>(3) 出張旅費 (航空賃) の支給事務において、精算時に支払った額の方かる証明書類 (搭乗券等) の添付を省略できない区分の割引制度を利用したもののうち、証明書類の添付がなされていないものがあるので、必要書類を確実に添付されるよう是正されたい。</p> <p>4. その他について 【指摘事項】</p> <p>(1) 職員の長期出張により、出勤日が1日もない月に通勤手当を支給している例があるので、職員の出勤状況を確実に把握のうえ手当を支給されたい。</p> <p>○ 経 理 担 当</p> <p>1. 契約事務について 【指摘事項】</p> <p>(1) 一般診療材料及び試薬品の入札において、落札額はいずれも予定価格の範囲内で適正ではあるものの、 ①販売終了となった品目を入札品目として選定しているものが、一般診療材料</p>	<p>(1) 長年の慣習的継続雇用の実施によるもの。</p> <p>(2) 看護部やその事務処理を行った給与事務担当者において、当該職員の出勤状況確認を怠ったため。</p> <p>(3) 出張者において領収書等の提出の失念及び旅費支給担当者の確認漏れによるもの。</p> <p>(1) 給与事務担当者において、当該職員の出勤状況確認を怠ったため。</p> <p>(1) ①入札の執行にあたり、入札品目の販売有無の確認を失念したため。 ②予定価格の積算の際、入札品目の過去の実績等を勘案せず、設定したため。</p>	<p>嘱託化などの適正な雇用形態の検討や規定に基づく適正な雇用の実施を行います。</p> <p>時間外勤務命令にあたっては、看護部や給与事務担当者において、職員の出勤状況の確認を行い、適正に事務処理いたします。 なお、指摘事項につきましては、精算手続き中であります。</p> <p>旅費支給担当者から出張者本人へ周知徹底を図るとともに領収書等の提出有無の確認作業を行います。</p> <p>給与事務担当者以外に複数人でのチェック体制を構築し、職員の出勤状況の確認を行い、適正に事務処理いたします。 なお、指摘事項につきましては、精算処理済であります。</p> <p>入札品目における販売有無の確認の徹底や過去の実績等による予定価格の設定など、適正に事務処理いたします。</p>

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第1号 (6-5)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>で43品目、試薬品で3品目選定 ②落札率が50%以下の品目が一般診療材料で10品目となっており、さらには著しく低い落札率となっている品目があること。 など見られることから、入札品目の選定の際、販売の有無を確認されるとともに、過去の取引価格等を確認しながら、予定価格を設定されたい。ただし、落札率50%以下の品目数は、前年においては、一般診療材料と試薬品を合わせて約260品目あったが、大幅に減少しており、改善がみられる。</p> <p>(2) 調剤支援システム・麻酔モニターの保守点検委託において、月毎及び委託期間全体の業務履行検査は行われているが、委託契約書第6条及び8条の規定に基づく受注者からの保守点検報告及び履行報告がなく、どのように履行検査を行ったか不明であるので、業者への指導を徹底し、書類の確認を確実に行われたい。</p> <p>(3) 市立根室病院経営コンサルティング業務において、毎月の委託料支出に必要な業務履行届の提出はあるものの、業務履行届では契約書及び業務仕様書に定める業務内容の履行が確認できない状態である。また、受注者が契約期間全体の業務実績をまとめた概要書や、院内会議の際に提供した資料からも確認できないため、毎月の業務内容が確認できる書類の提出を求め、それに基づき履行検査を行うなど適正に事務処理されたい。 さらに、本業務における経営改善への効果を再検証し、委託業務の執行にあたっては費用対効果を十分精査されたい。</p> <p>(4) 超音波診断装置保守点検委託 (産婦人科) において、受注者ではなくメーカーが保守点検を行い作業報告書を提出しているが、契約書第3条により受注者が業務の一部を第三者に委任し請け負わせようとするときは発注者の承諾を得なければならないので適正に事務処理されたい。</p> <p>● 医 事 課 ○ 医 事 担 当</p> <p>1. 収入事務について 【指摘事項】</p>	<p>(2) 業者から保守点検報告書等を求めることを失念したまま事務処理を行っていたため。</p> <p>(3) 業者から提出が必要な書類を確認せずに事務処理を行ったため。</p> <p>(4) 受注者が業務の一部を第三者に委任する際、受注者より書類提出を求めることを失念していたため。</p>	<p>契約事務の遂行における確認作業の徹底、内部でのチェック機能の強化をいたします。</p> <p>契約内容を十分確認し、履行検査を行う際、書類の確認を行い、適正に事務処理いたします。 また、本委託業務につきましては、平成28年度で終了しているため、今後同様の委託業務を執行する際は、業務の目的に応じた検証を行い、費用対効果の精査を行います。</p> <p>契約内容を十分確認し、業務の一部を再委託する場合は、書面による承諾を行うよう適正に事務処理いたします。</p>

監査指摘事項措置状況調

定期監査報告 第1号 (6-6)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>(1) 診療費の収入未済金において、受付窓口で滞納者に対し督促を行っているものの、近年、事務局による臨戸督促を行っておらず、回収に向けた取り組みが不十分であるので、収納率向上に向け、督促の強化を図られるなど、市民負担の公平性の確保に努められたい。</p>	<p>(1) 診療費滞納者への事務局職員による督促については、滞納者が来院時に院内での督促や納入相談、催告状の送付などを行っているものの、他の医事事務等に多くの時間を費やしており、十分な臨戸督促を行えない状況であったため。</p>	<p>医事業務の受託業者と連携して、引き続き滞納者の来院時において院内督促や電話による督促等行うとともに、医事事務等の効率化を図り、臨戸督促など収納率向上に向けて取り組んでまいります。</p>